

**令和 9 年度
公立八鹿病院組合
医師修学資金貸与制度募集要項**

公立八鹿病院組合

I. 公立八鹿病院組合貸与制度の目的と概要説明

1. 目 的（貸与条例第 1 条）

公立八鹿病院組合（以下、当院）において、医師業務に従事する意思を有する医学部学生に修学資金を貸与し、これらの者の修学を支援することにより、当院における医師の確保に資することを目的とする。

2. 対象者

下記の要件を全て備えた者（貸与条例第 2 条）

- 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校を卒業した者であること。
- 学校教育法に規定する大学（以下、大学）の医学部学生であること。
- 大学医学部を卒業後、医師として当院で勤務する意志を有していること（義務年限の特例については 5 ～ 7 頁を参照）。
- 大学医学部（医学部進学課程を含む）在学中には、当院の策定する医学生教育プログラムに参加すること。

3. 貸与期間

正規の修学年限内（6 年以内）

対象学生が休学したとき、停学処分を受けたとき、又は留年したとき等は修学資金の貸与を一時停止する。

4. 貸与の種類（返還免除の規定についての詳細は 5 に有り）

- （1）医師修学資金貸与制度 1 人あたり総額 1,152 万円

1～4 学年 180 万円/年（月 15 万円）

5～6 学年 216 万円/年（月 18 万円）

* 返還免除規定有（貸与条例第 8 条）

（2）医師修学一時資金貸与制度 上限 1,000 万円

入学金、授業料、施設設備費、教育充実費等の修学年限内に本人が大学に支払うべき（修学のため必要と認められる）費用

* 返還義務有（貸与条例第 10 条）

（3）入学時特別修学資金貸与制度 上限 1,000 万円

入学金、授業料、施設設備費、教育充実費等の修学年限内に本人が大学に支払うべき（修学のため必要と認められる）費用

* 返還免除規定有（特別修学資金貸与条例第 8 条）

注：（1）を利用せず（2）（3）のみを利用することはできない。

（2）（3）の利用は任意とする。

5. 修学資金の返還免除について

（1）医師修学資金貸与制度（貸与条例第 8 条）

大学医学部を卒業し、2 年以内に医師国家試験に合格した後、原則として、医師国家試験に合格した日の属する月の翌々月から起算して 2 年以内に当院において医師業務（臨床研修を含む）への従事を開始する。貸与期間と同じ期間勤務した場合は修学資金の返還が全額免除される。

ただし、勤務開始後、貸与期間を満たさず当組合を退職した場合は、貸与全額と所定の率（年率 10 パーセント）を期間に応じて乗じた額（利息）の合計額を返還しなければならない。

なお、利息は貸与を受けた日から貸与契約の期間が満了した月の末日までの日数に応じ、年 10 パーセントの割合で計算する。

(2) 医師修学一時資金貸与制度（貸与条例第 10 条・特例規則第 7 条）

医学部を卒業し当院に採用された後 6 年以内で月賦又は最長半年賦の方法により給料支給日に返済をする。

この制度は全額返還を必須とする。当組合に勤務しながら返済する場合は無利息となるが、貸与期間を満たさず退職した場合は、貸与全額と所定の率（年率 10 パーセント）を期間に応じて乗じた額（利息）の合計額を返還しなければならない。

なお、利息は貸与を受けた日から規定する事由（6. 修学資金の返還に規定する事由）が発生した日の属する月の末日までの日数に応じ、年 10 パーセントの割合で計算する。

(3) 入学時特別修学資金貸与制度（特別修学資金貸与条例第 8 条）

当院の医師として 6 年間勤務（臨床研修期間を含む）した場合は、入学時特別修学資金の返還を免除される（（1）の医師修学資金が 6 年に満たない貸与期間であっても、この入学時特別修学資金については、6 年間の勤務が返還免除の条件となる）。ただし、勤務開始後 6 年間を満たさず退職した場合は、事由が発生した日の属する月の翌月から起算して 3 箇月以内に、一括返還しなければならない。

6. 修学資金の返還 （貸与条例第 6 条）

次の場合には返還を求められる。

- 修学資金の貸与契約が解除されたとき（医学部中退等）。

- 死亡または心身の故障により、当院の求める医師業務に従事できないとき。
- 貸与契約期間満了後（医学部卒業後）、2年以内に医師免許を取得できなかったとき。
- 医師国家試験に合格した日の属する月の翌々月から起算して2年以内に当院において医師の業務（臨床研修を含む）を開始しなかったとき。ただし、当院が当院以外に従事することを認めた場合を除く。

7. 延滞利息について （貸与条例第9条）

当院が認めた理由なく履行期限までに返還債務を履行しなかったときは、当該返還債務の金額に、当該履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、年率 14.5 パーセントを乗じて得た金額に相当する額の延滞利息を支払う義務を負う。

8. 返還免除に伴う所得税について

返還免除された修学資金については、平成 28 年度の税制改正により、所得税は課されない。

Ⅱ. 義務年限(勤務が必要な年限)期間中における特例について

当院において一定期間（義務年限）の医師業務に従事することにより修学資金の返還を免除されようとする場合、下記の取り決めと特例が適応されます。

1. 臨床研修（初期研修）について

- 修学資金被貸与者は、医師免許取得後に医師法第 16 条の 2 に規定する臨床研修（以下、臨床研修）を当院（臨床研修の受け入れ枠がある場合）または他院（臨床研修の受け入れ枠がない場合）で受ける。
- 当院で臨床研修を行った場合、その勤務期間（臨床研修期間）は義務年限の勤務年数に含まれるが、他院で臨床研修を行った場合は勤務年数に含まれない。

2. 義務年限の開始猶予を伴う専門研修（基本領域）について

- 義務年限の開始を猶予されて専門研修を行う場合は、原則として総合診療科または内科領域のプログラムとする。ただし、当院が必要と認める診療科については、この限りではない。

なお、当院は「神戸大学総合診療コンソーシアム」に参加しており、神戸大学総合診療専門研修プログラムでの研修を推奨する（研修開始時点での参加状況を確認のこと）。
- 専門研修の研修先については、原則として当院ないし当院が連携する研修プログラムにおける研修施設とする（当院が基幹施設として認定を受けた研修プログラムの有無は研修開始時に確認のこと）。
- 他院での専門研修期間は、基本領域の専門医資格取得に必要な期間を上限とする。
- 他院での専門研修期間は、修学資金の返還債務の履行は猶予されるが、義務年限の勤務年数並びに返済利息の猶予期間には算入されない。

3. 義務年限の開始猶予を伴うその他の研修について

- 専門医資格（基本領域）取得とは別に、当院が必要と認めた場合には院外での専門性を高める研修を行うことが可能である。この場合の研修期間は、原則として3年を上限とし、可否は当院において個別に審査される。
- その他の専門性を高める研修期間中は、義務年限の開始が猶予されるが、義務年限の勤務年数には算入されない。
- 専門研修（基本領域）とその他の専門性を高める研修を連続して受けることは、特段の理由がある場合を除き許可されない。

4. 他院で研修を行う場合の留意事項

- 臨床研修修了後の卒後3・4年目は当院で勤務した後、院外研修は卒後5年目以降に受けることを原則とする。
- 他院での研修期間は義務年限に算入しない。ただし、当院が基幹施設として認定を受けた研修プログラムに所属し、当院の都合により他院にて研修を実施した場合は義務年限に含むものとする（当該プログラムの有無は確認のこと）。
- 他院での研修を希望する場合は、事前に申し出る（病院の許可が必要）。
- 他院で研修を行う場合には、勤務内容や研修進捗状況を定期的に報告する。
- 義務年限の開始を猶予されて専門研修等を希望する場合は、外部研修終了後に当院へ帰任して義務年限を完了する意思があることを誓約すること。なお、研修終了後に帰任しない場合は、直ちに返還猶予を取り消し、修学資金（残債）の一括返還を求める。

5. その他

- 義務年限中ないし義務年限の開始を猶予されている期間に大学医局へ入局する場合は、事前に当院の許可が必要となる。
- 義務年限終了後、当院に5年間以上継続勤務した場合は、1年間の給与補償で国内外を問わない研修を可能とする。

Ⅲ 令和９年度の募集について

1. 募集人員

2名 （総額 3,152 万円貸付）

【医師修学資金・医師修学一時資金（返還義務有）・入学時特別修学資金】

2. 応募資格

下記の要件の者

- 令和９年４月、大学医学部ないし医学部進学課程に入学予定の者
- 医師免許取得後、医師として公立八鹿病院組合で勤務する意志のある者

※ なお対象学生は、被貸与期間中は当院の医学生研修プログラムに参加すること。

3. 試験日

令和８年 12 月 20 日（日）

時間など詳細は改めて連絡いたします。

4. 受付期間

令和８年 10 月 13 日（火）～ 令和８年 12 月 9 日（水） 必着

5. 試験会場

公立八鹿病院

6. 試験方法

作文試験・個人面接試験（後日、改めて２度目の面接を行う場合があります。）

7. 結果発表

令和９年１月上旬に本人へ通知します。

8. 受験申込提出書類

用紙は当院ホームページからダウンロードしてください。

(<http://www.hosp.yoka.hyogo.jp/>)

◎医師修学資金貸与に関する提出書類

- 様式第１号 修学資金貸与申請書
- 高等学校を卒業したこと・卒業見込であることを証する書類（卒業証明書等）
- 履歴書（申請所定様式）
- 高等学校成績証明書（既卒者も必要）

《 貸与決定後 》

- 大学の医学を履修する課程に入学する手続を終えた者であることを証する書類
（入学金振込領収書、在学証明書等）
- 本人及び連帯保証人の戸籍抄本並びに住民票の写し
- 本人と生計を同じくする者についての所得証明書（市区町村長発行）
- 健康診断書

◎医師修学一時資金貸与に関する提出書類

- 様式第１号 修学一時資金貸与申請書

《 貸与決定後 》

- 授業料等の金額の記載のある書類（修学のために必要あるいは貸与後に必要となる資金について貸し付けます。）
- 資産等を証明する書類（連帯保証人の固定資産評価証明書または個人住民税にかかる所得課税証明書）

◎入学時特別修学資金貸与に関する提出書類

- 様式第 1 号 入学時特別修学資金貸与申請書

《 貸与決定後 》

- 授業料等の金額の記載のある書類（修学のために必要あるいは貸与後に必要となる資金について貸し付けます。）
- 資産等を証明する書類（連帯保証人の固定資産評価証明書または個人住民税にかかる所得課税証明書）

◎返送用封筒類

- 受験票送付用封筒（宛名を明記し、110 円切手貼付）
- 試験結果通知用封筒（宛名を明記し、110 円切手貼付）

※受験申込提出書類の郵送を希望される方は、返信用封筒（宛名を明記し、110 円切手貼付）を同封の上、公立八鹿病院人事会計課へ請求して下さい。

9. その他

初回の貸与開始は令和 9 年 4 月下旬予定です。

ご不明点などございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

10. 提出先・お問い合わせ先

〒667-8555 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1878 番地 1

公立八鹿病院人事会計課

TEL : 079-662-5555

E-mail : jinji@hosp.yoka.hyogo.jp